

【協議事項（２）】

印西市地域公共交通会議分科会設置要領について

１．主旨

前回会議（R6. 3. 22）において承認された、印西市地域公共交通会議設置要綱の一部改正に伴い、印西市地域公共交通会議設置要綱第８条の規定に基づき、設置される分科会の組織及び運営に関し必要な事項を定めた、印西市地域公共交通会議分科会設置要領（案）について策定いたしましたので、本会議においてご審査いただくものです。

２．配布資料

資料１ 印西市地域公共交通会議分科会設置要領（案）

印西市地域公共交通会議分科会設置要領（案）

（趣旨）

第１条 この要領は、印西市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第８条の規定に基づき、印西市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の分科会（以下「分科会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条 分科会は、要綱第２条各号に掲げる事項についての専門的な調査及び検討、又は道路運送法第９条第４項に規定する運賃等（以下「協議運賃」という。）に関する協議を行うものとする。

（組織）

第３条 分科会の名称は、別表のとおりとする。

２ 分科会を構成する委員（以下「委員」という。）は、要綱第３条の委員の中から交通会議の会長が指名する者とする。

ただし、協議運賃に関する協議を行う委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が指名する者とする。

- （１）１号委員（市民代表）
- （２）２号委員（当該一般乗合旅客自動車運送事業者）
- （３）５号委員（市の職員）
- （４）７号委員（国土交通省関東運輸局千葉運輸支局）

（会議の運営等）

第４条 分科会会長は、交通会議の会長が指名した者をもって充てる。

２ 分科会の運営については、要綱第７条を準用するものとする。

（協議結果の取扱い）

第５条 分科会において協議を行った事項については、交通会議へ報告するものとする。

（協議結果の尊重義務）

第６条 分科会で協議が調った事項については、関係者はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（庶務）

第７条 分科会の庶務は、企画財政部交通政策課において処理する。

（その他）

第８条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、交通会議の会長が別に定める。

（別表）

分科会名	事務所掌
ふれあいバス運行検討分科会	ふれあいバスの運行に関すること
師戸地区対策分科会	師戸地区の地域交通に関すること
旧本埜第二小学校周辺地域対策分科会	本埜地区の地域交通に関すること
運賃協議分科会	協議運賃に関すること

印西市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、本市における地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するとともに、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスを実現に必要な事項を協議するため、印西市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (4) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (5) その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民又は利用者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の代表
- (5) 市長又はその指名する者
- (6) 千葉県職員
- (7) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (8) 千葉県印西警察署長又はその指名する者
- (9) 鉄道事業者
- (10) 道路管理者又はその指名する者
- (11) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (12) 地域公共交通にかかる学識経験を有する者
- (13) その他市長が交通会議の運営上必要と認めた者

(会長)

第4条 会長は、前条第2項に規定する委員の中から互選により定める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

(副会長)

第5条 副会長は、第3条第2項に規定する委員の中から会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員などの事由により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

第7条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、欠席する委員からあらかじめ会長あてに、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。

4 委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会長あてに代理人の出席に関する届出を行うことにより、当該代理人を交通会議に出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 会議は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

(分科会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ、交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、企画財政部交通政策課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

ふれあいバス見直し検討分科会委員 R6.4.1現在

No.	委 員 名	所 属
1	刈谷 高博	市民代表(公募市民)
2	梅田 義之	市民代表(高齢者クラブ連合会推薦)
3	玉井 和幸	市民代表(町内会自治会連合会印西地区推薦)
4	太田 英寿	ちばレインボーバス株式会社
5	酒井 保治	ちばレインボーバス株式会社
6	浦川 真一	なの花交通バス株式会社
7	三上 達也	ちばグリーンバス株式会社
8	徳永 敬	鎌ヶ谷観光バス有限公司
9	石井 隆	有限会社 大成交通
10	板谷 和也	流通経済大学
11	高倍 宗一郎	我孫子市建設部交通政策課
12	三門 宜典	市職員(教育部長)

旧本埜第二小学校周辺地域対策分科会

1	加藤 庄一	市民代表(町内会自治会連合会本埜地区推薦)
2	織原 拯	市民代表(民生委員児童委員協議会推薦)
3	浦川 真一	なの花交通バス株式会社
4	石井 隆	有限会社 大成交通
5	和田 賢太郎	船尾タクシー有限公司
6	岩崎 員幸	株式会社都市交通
7	板谷 和也	流通経済大学教授
8	青木 恵巳子	市職員(福祉部長)

師戸地区対策分科会

1	豊田 裕子	市民代表(公募市民)
2	野村 孝	市民代表(町内会自治会連合会印旛地区推薦)
3	石井 隆	有限会社 大成交通
4	板谷 和也	流通経済大学
5	藤崎 博一	市職員(都市建設部長)